

原町区認定こども園の運営等に係る諸条件

1 公私連携幼保連携型認定こども園の届出等に関すること

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第34条第2項の規定により、本市と協定の締結を行い、同条第1項の規定による法人指定を受けること。
- (2) 認定こども園法第34条第3項の規定により、市を経由した上で県知事に届け出ることにより設置することができるため、認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱第12に掲げる書類を南相馬市に提出すること。

2 基本原則

- (1) 園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、障害等を理由に不当な取扱いをしないこと。
- (2) 虐待その他、心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
- (3) 事業者の代表者は、幼児教育・児童福祉に対する高い理念を持ち、本市の幼児教育及び保育を理解し、市の教育・保育行政に積極的に協力すること。
- (4) 園の運営にあたっては、保護者をはじめ地域に開かれた幼保連携型認定こども園を目指し、利用者に選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。
- (5) 運営事業者となる法人が社会的信望を有すること。
- (6) 実務を担当する幹部職員が、幼児教育又は社会福祉事業についての知識又は経験を有すること。
- (7) 事業を実施するために必要な経済的基盤があり、財務内容が適切であること。
- (8) 年間事業計画及び資金計画が適正であること。
- (9) 本市の条例・規則を理解し、各種関係法令等を遵守すること。

3 園運営・事業内容に関すること

- (1) 教育・保育計画の作成について
「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育課程及び指導計画を作成し、実施すること。
- (2) 支援を要する子ども及び保護者への対応
支援を要する子ども及び保護者への対応については、本市関係課や関係機関と連携して対応すること。
- (3) 行事について
 - ①原町あずま保育園で実施していた年間行事について、過去の実績を尊重し検討すること。
 - ②保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など一般的な行事まで禁止するものではない。
- (4) 受け入れ年齢
南相馬市の規定に準ずること。
- (5) 小学校との連携等
近隣の小学校との連携を図ること。また、地域の幅広い世代と交流するよう努めること。
- (6) 延長保育事業等について
 - ① 原則11時間の開園時間の後、延長保育事業（午後6時から午後7時ま

で)を実施すること。なお、それ以外の時間は自主事業とする。

② 在園する1号認定子どもを対象とした一時預かり事業(幼稚園型)を実施すること。

(7) 園の名称について

公益性、中立性、公平性を考慮し、市と協議のうえ決定すること。

(8) 子育て支援事業について

子育て相談や未就園児交流など、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を適宜実施すること。

4 職員の配置等に関する事

(1) 園長(施設長)

福島県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府。文部科学省。厚生労働省令第2号)第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有する専任の正規職員を配置すること。

(2) 職員

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条に規定する基準を遵守するとともに、経験年数や年齢などバランスのとれた職員構成とすること。

(3) 学級編成

福島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福島県条例第100号)第5条に規定する編成の基準を遵守すること。

5 職員の研修に関する事

(1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(2) 県等が実施する保育教諭等を対象とする研修に積極的に参加すること。

(3) 園長は、職員が研修に参加できる体制づくりに努めること。

6 給食に関する事

(1) 食物アレルギー対応については、厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に準拠した取扱いをすること。

(2) 離乳食、食物アレルギー対応食等、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

(3) 調理は自園調理方式を原則とすること。

(4) 毎月の献立を提示するとともに、必要に応じて園児や保護者に対する栄養指導を実施すること。

(5) 安全な食材を確保していることを周知するため、食材に関する情報提供を適宜行うこと。

7 安全管理に関する事

(1) 在園児の事故防止のため、園児の心身の状態等を踏まえつつ、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第27条の学校安全計画の

策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、安全指導を行うこと。

- (2) 認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条の危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え必要な対応を図ること。なお、園児の精神保健面における対応に留意すること。

8 健康診断に関すること

- (1) 利用児童に対し、学校保健安全法第13条に基づき、健康診断を実施すること。健康診断内容については、学校保健安全法施行規則に従うこと。
- (2) 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は、毎月細菌検査を行うこと。

9 苦情への対応に関すること

- (1) 保護者又は地域その他関係者からの教育・保育内容及び子育て支援等に関する苦情に、迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付窓口の設置、その他必要な処置を講じること。
- (2) 南相馬市から教育・保育内容及び子育て支援等に関する指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従い必要な改善をすること。

10 事業開始準備に関すること

- (1) 引継ぎ保育
公私連携幼保連携型認定こども園への移行に伴い、円滑な移行を図るとともに、本市の教育・保育内容や指導方法の理解促進を図るため、引継ぎ保育を実施すること。
- (2) 三者協議会
公私連携幼保連携型認定こども園への移行に係る諸事項について、保護者等・運営事業者・南相馬市の三者で協議、円滑な運営に努めること。
また、事業開始後においても、より良い教育・保育を実施するため、協議の場を設けるとともに、新たに取り組むことや変更が生じるときは、必ず協議すること。
- (3) 地域及び保護者説明会
協定締結後、速やかに、運営事業者自らが地域や保護者に対して説明会等を実施するとともに、移行後においても必要があれば、適宜、説明会等を実施すること。
- (4) 設置認可申請（届）の手続
公私連携幼保連携型認定こども園の設置にあたっては、運営事業者において、指定申請及び設置届、設置認可申請、建築確認等必要な手続を行うこと。
なお、これらに要する費用は運営事業者が負担すること。

11 事業開始後の取り組みへの協力等に関すること

- (1) 南相馬市との連携
事業開始後は、本市の求めに応じ、訪問・検証への協力及び定期的に運営状況等の報告を行うこと。

(2) 学校評価等

保護者や地域その他関係者との理解を深め、連携及び協力体制の推進を図るため、運営状況等に関する自己評価を実施し、結果を公表すること。また、第三者評価制度の導入に前向きに取り組むこと。

1 2 保護者に求める費用負担に関すること

保育料については、「南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南相馬市条例第26号）」に基づき徴収すること。

また、保育料以外の費用徴収（給食費や実費徴収など）を行うにあたっては、事前に保護者の同意を得ること。

1 3 加入保険など

施設賠償責任保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

1 4 施設整備等に関すること

(1) 保護者が利用できる送迎用の駐車・駐輪スペースを確保するなど、車両の円滑な進行と迷惑の軽減を促すための対策を講じること。

(2) 基本設計、施工及び開園準備にあたっては、事業者代表等責任を持って対応できる者が出席する説明会等を開催し、近隣住民からの理解を得ること。また、安全確保を図ること。

(2) 運営事業者は、園の整備にあたり、近隣への騒音・交通対策等に配慮するとともに、苦情等に対しては選定された運営事業者において誠意を持って対応すること。

(3) 施設整備については、南相馬市に指名登録している建設業者の中から入札により施工業者を決定するよう努めること。（費用の補助を受けない場合はこの限りではない。）

(4) 入札を行うにあたり、公告等も含め、入札の執行については、運営事業者自身が行うこと。

(5) 入札等において、不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがある。

(6) 補助金等の交付を希望する場合は、事前に南相馬市と協議すること。

(7) 施設整備にあたっては、各種法令等を遵守すること。

1 5 契約に関すること

(1) 物品等の無償譲渡及び土地の無償貸与については、事業者決定後に契約を締結する。

(2) 契約の締結に必要な公正証書の作成手数料並びに登記に必要な印紙代等の費用は、全て運営事業者の負担とする。

1 6 その他

(1) 本市は、指定を受けた運営事業者が、記載された事項について重大な違反行為があったと認めるとき、又はその他の事情により適正な教育・保育事業の実施が困難と認めるときは、指定を取り消すことができる。

(2) この諸条件に定めのない事項については、南相馬市と協議すること。